

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市中原区民間活用事業者選定評価委員会
根拠法令等	川崎市附属機関設置条例第2条
設置年月日	令和4年4月1日
所掌事務	中原区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
委員数	10人以内
委員の構成	学識経験者
会議公開・非公開	原則公開
非公開の理由	指定管理予定者の審査に係る選定評価委員会については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条各号に該当する場合（審議内容を公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、第2号アに該当など）には、選定評価委員会に諮った上で非公開とする。
事務局担当課	中原区役所 まちづくり推進部 総務課 経理担当 電 話 044（744）3143 ファックス 044（744）3340